

答 申

1 審査会の結論

埼玉県知事（以下「実施機関」という。）が「児童相談所以外の部署における〇〇〇〇に関する全ての情報」（以下「本件対象保有個人情報」という。）について、平成26年5月20日付けで行った開示をしない旨の決定に対する異議申立ては、本件対象保有個人情報の開示請求と同内容の開示請求に対する決定が行われたことにより異議申立ての利益が消滅したことから、異議申立てを却下すべきである。

2 異議申立て及び審査の経緯

(1) 異議申立人（以下「申立人」という。）は、埼玉県個人情報保護条例（平成16年埼玉県条例第65号。以下「条例」という。）第15条第1項の規定に基づき、実施機関に対し、平成26年4月21日付けで、本件対象保有個人情報の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

これに対し実施機関は、本件開示請求に係る保有個人情報の記載内容が条例第16条第1項第2号に定める保有個人情報の特定が不十分であるとして、同条第3項に基づき、平成26年4月30日付けで平成26年5月16日を期限として本件開示請求書の補正を求める旨、申立人に通知した。

(2) 申立人は、実施機関に対し平成26年5月14日付けで「保有個人情報開示請求書の補正に必要となる公文書名の提示について」と題する文書を提出し、補正の参考となる情報の提供を実施機関に求め、期限までに補正を行わなかった。

このため、実施機関は条例第21条第2項の規定に基づき、平成26年5月20日付けで本件対象保有個人情報の開示をしない旨の決定（以下「本件処分」という。）を行い、申立人に通知した。

(3) 申立人は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づき、平成26年5月23日付けの異議申立書により、実施機関に対し、開示を求める旨の異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行った。

(4) 当審査会は、本件異議申立てについて、平成26年6月27日付けで、実施機関から条例第41条の規定に基づく諮問を受けるとともに、理由説明書の提出を受けた。

- (5) 当審査会は、本件異議申立てについて、平成26年9月1日付けで、申立人から理由説明書に対する意見書の提出を受けた。
- (6) 当審査会は、本件異議申立てについて、平成27年7月21日、実施機関からの意見聴取を行った。

3 申立人の主張の要旨

(省略)

4 実施機関の主張の要旨

実施機関が主張している内容は、おおむね以下のとおりである。

(1) 実施機関からの補正要求について

本件開示請求書の「開示請求に係る保有個人情報」欄には、「児童相談所以外の部署における〇〇〇〇に関する全ての情報」と記載されていたが、実施機関であるこども安全課が保有する保有個人情報の量や保存年限の長さ等に照らすと、この記載のみをもって開示請求に係る保有個人情報を特定することはできない。

このため平成26年4月30日、申立人に対し、本件開示請求に係る保有個人情報の特定が不十分であることを理由に、条例第16条第3項の規定に基づき補正要求を行った。補正要求は、書面を送付し、期限を同年5月16日に定めて所定の補正書を提出させる方法により行った。

(2) 保有個人情報を特定するための情報の提供について

上記補正書の提出を求めるに当たって、条例第16条第3項後段に規定されている、補正の参考となる情報の提供は行わなかった。その理由は、本件開示請求においては、開示を希望する保有個人情報の行政分野すら明らかにされていないこと、条例第22条第1項に規定する開示請求期間内に手引に例示されているような「保有個人情報が記録されている個人情報ファイルや公文書の名称、記載されている情報の概要等を教示」することは、こども安全課が保有する個人情報の量や保存年限の長さ等に照らすと実務上不可能と考えられること、等による。

(3) 情報提供を求める申立人への対応について

平成26年5月15日に申立人から「保有個人情報開示請求書の補正に必要となる公文書名の提示について」と題する文書の提出を受けた。文書は、条例第16条第3

項後段にある補正の参考となる情報の提供を求める内容であったが、検討の上、情報提供は行わなかった。その理由は、当該書面には「開示請求者としては、実施機関宛に届いたのであれば、実施機関が所持する全文書が対象文書になるものと常識的に判断している」旨及び実施機関への批判が記載されているのみであり、開示請求に係る保有個人情報の特定につながるような記載は一切なく、補正要求に当たって情報提供は不要とした当初の判断を変更すべき新たな事情が認められないこと、補正要求の期限が翌日に迫っており、期限までに情報提供を行うことが実務上不可能であること等に鑑み、情報提供は不要と判断したためである。

(4) 不開示決定と申立人からの要求への対応について

申立人は期限までに補正を行わなかったため、不開示を決定した。

また、申立人は他の実施機関では補正の要求を受けていないと主張しているが、補正の要求は各実施機関の裁量に委ねられている。

5 審査会の判断

(1) 本件開示請求について

本件開示請求は、「児童相談所以外の部署における〇〇〇〇に関する全ての情報」の開示を求めるものである。

これについて、実施機関は、当該開示請求の記載内容では本件対象保有個人情報の特定が不十分であるとして、申立人に対して当該不特定について補正を求めたものの、期限までに補正が行われなかったとして、本件処分を行ったものである。

これに対して申立人は本件処分の取消しを求めているが、実施機関は本件処分が妥当であると主張しているので、以下本件処分の妥当性について検討する。

(2) 本件処分の根拠条文について

実施機関は、本件処分の内容を申立人に通知した「保有個人情報を開示しない旨の決定通知書」において、本件処分の根拠規定を条例第21条第2項と記載している。

しかし、同項は形式上不備のない開示請求に対して実施機関が不開示決定を行う場合の根拠規定であり、本件処分のように開示請求書に形式上の不備があり、開示請求者に相当の期間を定めて補正を求めたにもかかわらず補正されないことを理由として不開示を決定する場合は、埼玉県行政手続条例（平成7年埼玉県条例第65号）第7

条が根拠規定となるものである。

(3) 本件開示請求に係る補正の要求について

本件開示請求に係る補正の要求について、当審査会が実施機関に確認し、及び審査会事務局職員に調査させたところ次の事実が認められる。

本件開示請求の請求書を受け付けた県政情報センターでは、本件対象保有個人情報保有している可能性がある5課所に対し、本件開示請求書の写しを送付するとともに、開示不開示等の決定を行うよう依頼した。

上記依頼を受けた5課所のうちこども安全課では、本件開示請求書の記載内容では本件対象保有個人情報の特定が不十分であるとして、平成26年4月30日付けで、申立人宛に同年5月16日を期限として補正を求める通知を送付したところ、申立人から同年5月14日付けで条例第16条第3項に基づく補正の参考となる情報の提供を求める旨の文書がこども安全課に送付された。

これに対し、こども安全課では、申立人からの情報提供を求める文書には開示請求に係る保有個人情報の特定につながるような記載は一切なく、補正要求に当たって情報提供は不要とした当初の判断を変更すべき新たな事情が認められないこと、補正の期限が翌日に迫っており、期限までに情報提供を行うことが実務上不可能であること等を理由として、情報提供を行わなかったところ、期限までに補正は行われなかった。

(4) 本件開示請求に係る保有個人情報の特定について

条例第16条第1項第2号によれば、開示請求書には「開示請求に係る保有個人情報が記録されている公文書の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項」を記載した書面を提出しなければならないとされている。これについては、実施機関の職員が当該記載から開示請求者が求める保有個人情報を識別できる程度の記載があれば足りると解される。

そこで、本件開示請求に係る保有個人情報の特定について検討すると、本件開示請求は、「児童相談所以外の部署における〇〇〇〇に関する全ての情報」の開示を求めるものであるが、形式的には、この記載だけでは公文書の名称、取得時期、記録されている情報の概要など本件開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項が記載されているとはいえない。

したがって、本件開示請求に係る保有個人情報の特定がなされていないという実施

機関の主張は、その限りにおいて是認できる。

(5) 本件開示請求に係る情報の提供について

条例第16条第3項後段は、実施機関は補正を求めた場合には、「開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。」と規定している。

この点について実施機関は、本件開示請求においては、開示を希望する保有個人情報の行政分野すら明らかにされていないこと等を理由として、補正を求めた時点で情報の提供は行っていない。

これに対し、申立人は情報提供を求める文書を実施機関宛に提出したが、実施機関はこの文書に対して、求める情報の内容を申立人に問い合わせる等の対応を行わなかった。実施機関はその理由として、当該文書には開示請求に係る保有個人情報の特定につながるような記載は一切なく、補正要求に当たって情報提供は不要とした当初の判断を変更すべき新たな事情がないこと等を挙げている。

しかし、本件開示請求においては、各課所では所掌する事務の範囲内で本件対象保有個人情報を探索すれば足りたこと、申立人は実施機関に対し過去に何度も別件の開示請求をしていること、申立人と実施機関とは訴訟において係争中であること、本件開示請求に対して実施機関のうちこども安全課以外の担当課所は申立人に補正を求めることなく開示決定等を行っていること、さらに申立人が実施機関宛に提出した平成26年5月14日付け文書のとおり申立人が保有個人情報を特定するための情報の提供を求めていることなどを考慮すると、実施機関が申立人に対し補正の参考となる情報を全く提供しなかったことは、申立人に対して極めて不親切で妥当性を欠くものと言わざるを得ない。

なお、実施機関は申立人からの情報提供を求める文書への対応を行わなかった理由として、当該文書が補正の期限の前日に提出されているため対応が実務上不可能であることを挙げている。しかし、条例第22条第1項ただし書は補正に要した日数は開示決定を行うまでの期間に算入しないと規定していることから、開示請求者が補正に応じないことが明らかとならない限り、補正の期限は当然に延長されると考えられる。したがって実施機関の主張は採用できない。

(6) 本件異議申立ての利益について

当審査会が審査会事務局職員に調査させたところ、申立人は平成26年8月11日

に実施機関の職員と協議し、文書を特定した上で、本件開示請求と同内容の開示請求（以下「再度の開示請求」という。）を行い、実施機関は同年10月8日に対象保有個人情報の開示決定を行ったことが認められる。このため、再度の開示請求に対する決定により本件異議申立ての利益は既に失われている。

(7) その他

申立人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

(8) 結論

本件処分は上記(2)及び(5)のとおり妥当でない部分があるが、上記(6)のとおり本件異議申立ての利益は既に失われていることから、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

奥 真美、長田 淳、西村 淑子

審査会の経過

年 月 日	内 容
平成26年 6月27日	諮問を受ける（諮問第122号）
平成26年 6月27日	実施機関から理由説明書を受理
平成26年 9月 2日	申立人から意見書を受理
平成27年 6月22日	審議
平成27年 7月21日	実施機関からの意見聴取及び審議
平成27年 8月24日	審議
平成27年 9月25日	審議
平成27年10月26日	審議
平成27年11月11日	答申